

## 空き屋（家）の取り壊しについて

### 【ご意見】

地区内に到底人が住んでいないような空き屋や物置があります。屋根が崩れていたり、土壁が崩れていてはげていたり、塀がボロボロ、腐った木柱が倒れているなど、景観的にも、安全性を見ても、心配になっています。

それだけでなく、夏場になるとそれらの空き屋の庭には、膨大な雑草が生え、道路や歩道にはみ出し、視界を悪くしています。

管理者がしっかりと管理出来ておりません。

なので、その土地の持ち主に連絡を取っていただき、さら地にしてきれいにしていただけませんか。

その際撤去費用の補助金やさら地にしたことによる固定資産税の優遇措置など併せて作成いただけると管理者の負担も少し軽減されると思います。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

### 【回答：建設課】

空き家等に関する様々な苦情に対しましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者に対し指導・勧告をしておりますが、コロナ禍等により管理不全となっている空き家が多く、近年は苦情件数が増加傾向にあります。

当市では今年度市内空き家実態調査を実施し、空き家件数の把握・空き家所有者に対しアンケート調査を実施しました。現在アンケート結果を集計中であり、今後結果を分析し、ご提案の補助金等も含め更なる空き家解消に向けた施策の構築を検討してまいります。

また現在も実施しております「空き家バンク」の更なる周知により、利活用による空き家の解消にも努めてまいります。